

令和8年度中高生向け「お仕事体験動画」作成業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度中高生向け「お仕事体験動画」制作業務

2 業務目的

本業務は、多様な仕事を紹介する動画を制作し、ポータルサイト「こどもたいけん会議」に掲載することで、中高生の職業選択への興味関心を喚起するとともに、将来のキャリアを考える際の具体的な参考情報や、自らの適性や可能性を発見する機会を提供することを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 取材企業等選定及び調整

- ・受注者は、公益社団法人福岡県青少年育成県民会議（以下「県民会議」という。）が募集する「未来子どもチャレンジ応援事業者」に登録している企業等（以下「応援事業者」という。）の中から、6以上の応援事業者を選定し、発注者と協議の上、取材する応援事業者を決定すること。
なお、選定にあたっては、後述の選定基準を厳守すること。
- ・取材先として決定した応援事業者との一切の調整業務（事業概要の説明、アポイントメント取得、撮影許可、日程調整、撮影場所の設定等）を発注者の指示に基づき実施すること。
- ・選定基準
 - ①中高生に対して魅力的な仕事内容であること。
 - ②中高生に対して多様なキャリアパスを示すことができること。
 - ③取材への協力体制が整っており、安全に撮影が可能であること。
 - ④応援事業者であること（受注者が自ら、応援事業者となる意思を持つ企業を開拓することも可。その場合、撮影時点で応援事業者登録を済ませておくこと。）。
 - ⑤本業務において既に撮影した、もしくは取材先として決定した応援事業者の仕事内容と同質なものとならないこと。

(2) 企画構成（シナリオ・絵コンテ作成）

- ・決定した応援事業者の仕事の魅力が伝わるよう、中高生の視点に立って、仕事の面白さ、やりがい、苦労、一日の流れなどを具体的に伝えるための企画構成案（シナリオ、絵コンテ等）を作成すること。
- ・各応援事業者につき、以下の2種類の動画の企画構成を行うこと。
 - ①長尺動画（3～5分程度）：仕事内容の詳細、一日の流れ、働く人のインタビュー（仕事のやりがい、この仕事を選んだ理由、中高生へのメッセージなど）を中心に構成。
 - ②ショート動画（15秒～1分程度）：長尺動画（3～5分程度）の内容を凝縮

し、特に印象的な場面やキーメッセージを中心に構成。SNS での拡散や導入動画としての活用を想定。

- ・企画構成案は、発注者による内容確認・承認を経て、確定すること。

(3) 動画撮影

- ・承認された企画構成に基づき、各応援事業者の現場にて動画撮影を実施すること。
- ・撮影は、適切な機材（カメラ、マイク、照明など）を用いて、高品位な映像・音声となるようプロフェッショナルな水準で実施すること。
- ・被写体（社員、従業員等）の肖像権や企業の機密情報保護に最大限配慮し、必要な許諾を得て撮影すること。

(4) 動画編集・加工

- ・撮影された素材を基に、企画構成に沿って動画を編集すること。
- ・編集においては、以下の要素を盛り込むこと。
 - ①テロップ（主要な情報、インタビュー内容の要約など）
 - ②BGM、効果音（著作権フリーまたは使用許諾済みのもの）
 - ③グラフィック（図、イラスト、ロゴなど）
 - ④ナレーション（必要に応じて）
 - ⑤動画冒頭にタイトル、動画末尾にクレジットや関連情報
- ・長尺動画とショート動画は、それぞれ独立した動画として完成させること。
- ・制作された動画は、発注者による内容確認・修正指示を経て、最終稿とすること。修正指示には速やかに対応すること。

(5) 進捗管理・報告

- ・委託期間中は、取材先の選定、企画構成・撮影・編集の進捗等について、定期的に発注者へ報告すること。
- ・報告の頻度、形式については、発注者と協議の上、決定すること。

4 成果物

- (1) お仕事体験動画：計 12 本以上（企業数 6 社以上×各 2 本：長尺動画 1 本、ショート動画 1 本）

※指定の動画フォーマット（例：MP4、解像度 1920x1080 など）にて納品すること。

- (2) 動画素材データ一式：撮影したオリジナルデータ、編集プロジェクトデータ、編集で使用したグラフィックや BGM 等の素材データ
- (3) 企画構成案：各動画のシナリオ、絵コンテ、台本等、企画書一式
- (4) その他：発注者が別途指示する資料

5 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 契約金額

別途定める契約書による。

7 支払い条件

別途定める契約書による。

8 知的財産権等

- (1) 本業務により制作された成果物（動画、映像素材、企画構成案等）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）、その他一切の権利は、成果物の引渡し完了時をもって発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、取材に協力いただいた応援事業者及び被写体（社員等）の肖像権、著作権、プライバシー権、企業秘密等に十分配慮し、必要な許諾を全て取得すること。万一、第三者との間で紛争が生じた場合は、受注者の責任と費用において解決すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行中に知り得た発注者および取材に協力いただいた応援事業者の個人情報、機密情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理し、本業務の目的以外に利用し、または第三者に開示・漏洩してはならない。また、業務終了後も同様とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者双方協議の上、決定すること。
- (2) 業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に確認し、指示を仰ぐこと。
- (3) 業務の品質確保のため、発注者は必要に応じて業務進捗の確認や指示を行うことがあるので、受注者はこれに誠実に対応すること。